

一般社団法人 日本経済団体連合会

事務総長 久保田 政一 殿

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に対するご協力をお願い

今般、政府においては、新型コロナウイルス感染症再拡大防止と両立する形で、国際的な人の往来を部分的・段階的に再開していく観点から、現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置の実施を条件に、例外的に人の往来を可能とする仕組みを試行するため、協議・調整を進めることとし、合意に至った国・地域から措置を講ずることとしました。

対象国は、感染状況が落ち着いている入国拒否対象地域とし、まずは、ベトナム、タイ、オーストラリア、ニュージーランドの4か国との間で協議・調整を開始します。また、対象者は、ビジネス上必要な人材等を念頭とし、対象国毎に調整してまいります。

これらの対象国への日本人の例外的な入国や行動範囲を限定した形でのビジネス活動にあたり、対象国の要請次第で、その条件として、本邦出発前の一定期間（例：本邦出発前72時間以内）に、PCR検査又はそれに代替する検査を日本の医療機関において受診し、その結果が陰性であった旨を記載した検査証明の取得が求められる可能性があります。

入国前のPCR検査証明に当たっては、まず医療施設における検体採取が必要になり、現状、市中のトラベル・クリニックにおいて行うことが可能ではありますが、当面は設置個所（地域）が限られており、対応体制・能力（件数、所要時間等）も限られています。

※PCR検査は、手順としては、医療施設において医師・看護師等により検体を採取した上で、医療施設又は民間検査機関等において専用の検査機器等を用いて検査が行われます。今般の措置におけるPCR検査は、国内の感染予防等の観

点から帰国者・接触者外来や地域PCR検査センターにおいて行われる行政検査と異なり、自由診療として行われることとなります。

各企業において、自社従業員、ご家族等の健康保持・増進のためにいわゆる健康管理センターを設け、自社内に医療施設を設置し、又は、外部の医療施設と連携・協力関係が構築されている場合、このような医療施設において、海外渡航を目的とした無症状者に対し、PCR検査のための検体の採取を行い、その結果が陰性であった旨を記載した検査証明書の発行が可能です。その際、検査の実施体制などについて医師と十分にご相談いただくとともに、検査を民間検査機関等に委託する場合には、感染防護対策や検体の搬送手順等について、十分に検討する必要があります。

なお、日本渡航医学会において、民間検査機関への委託や感染防護対策等を含んだ検査の実施体制についてガイドラインを整備し、公表する予定であり、これを参照することができます。

当面トラベル・クリニック等における対応体制・能力に制約があることを踏まえ、自社従業員のビジネス渡航を円滑に行う観点から、自社内の医療施設や連携・提携関係のある外部の医療施設での積極的な対応について、貴団体においてもご検討いただくとともに、会員企業への周知をお願いいたします。

敬具

内閣官房国家安全保障局 内閣審議官 藤井俊彦

出入国在留管理庁 審議官 佐藤淳

外務省 総合外交政策局参事官 河邊賢裕

厚生労働省 大臣官房生活衛生・食品安全審議官 浅沼一成

経済産業省 通商政策局 通商交渉官 赤星康

国土交通省 大臣官房審議官 平嶋隆司